

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

## 事業名 岐阜県不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 監視指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2722)

E-mail：[c11225@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11225@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 1,000 千円 (前年度予算額：1,000 千円)

### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費   | 財 源 内 訳    |            |            |          |     |     |     |            |
|-----|-------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
|     |       | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財産<br>収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 1,000 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 1,000      |
| 要求額 | 1,000 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 1,000      |
| 決定額 |       |            |            |            |          |     |     |     |            |

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

産業廃棄物の不適正処理事案において、県が廃棄物処理法上の措置を尽くしても、行為者の不明、死亡、資力不足等により当該廃棄物が撤去されることなく長期間放置される場合があり、住民から周辺環境への影響を心配する声がある。

○不法投棄等された廃棄物の大規模 (10 t 以上 / 1 件当たり) 残存事案  
計 30 件 残存総量 約 84,152 t (令和元年度末現在)

### (2) 事業内容

行為者が不明、死亡又は行為者による撤去が不可能又は困難な事案において、住民の豊かで快適な環境の保全のために市町村 (岐阜市を除く。以下同じ。) 自らが当該廃棄物を撤去する場合に、県が当該費用の一部を補助する。

#### ○対象経費

産業廃棄物の回収、運搬、処理に要する費用

#### ○補助率

対象経費の 1 / 2 (1 事案あたりの限度額 3,000 千円：複数年度実施可)  
(ただし予算の範囲内)

### (3) 県負担・補助率の考え方

不適正処理された産業廃棄物の処理責任は、当該不適正処理の行為者や違法行為を行った排出事業者にある。また、それらの者に対する指導等の責務は県が負うものである。

一方、行為者等が不明、県が行政処分を行っても行為者が死亡、資力不足等であれば、行政代執行の対象外の場合、廃棄物が撤去されない。

そこで、市町村自らが廃棄物を撤去するに当たり、岐阜県環境基本条例の趣旨も踏まえ、県が市町村と連携すると共に、財政上の措置を講ずるものである。

### (4) 類似事業の有無 無

## 3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額    | 事業内容の詳細                  |
|------|-------|--------------------------|
| 補助金  | 1,000 | 市町村による不適正処理産業廃棄物撤去事業への補助 |
| 合計   | 1,000 |                          |

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・第2次岐阜県廃棄物処理計画（計画期間：平成24～令和2年度）
- ・第3次岐阜県廃棄物処理計画（予定）（計画期間：令和3～令和12年度）

### (2) 国・他県の状況

- ・国の補助制度については、不法投棄等された産業廃棄物の撤去を行政代執行により実施する事業のみが対象である。
- ・他県では、県以外の者に対する撤去支援制度を11県が運用している。（支援の条件等に若干の差異あり。）

### (3) 事業主体及びその妥当性

- ・事業主体：市町村
- ・妥当性：岐阜県環境基本条例に定めるとおり、市町村がその区域における自然的社会的条件に応じた、豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策として実施するもの。

## 県単独補助金事業評価調書

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

|           |  |
|-----------|--|
| 補助事業名     | 岐阜県不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金   |
| 補助事業者（団体） | 市町村（岐阜市を除く）<br>（理由）住民の快適な環境を保全するうえで重要な役割を果たす責務を有しているため。            |
| 補助事業の概要   | （目的）不適正処理（不法投棄等）された産業廃棄物の撤去<br>（内容）廃棄物を撤去する市町村に対し交付金を交付            |
| 補助率等      | 定額・定率・その他（例：人件費相当額）<br>（理由）岐阜県不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金交付要綱に基づき知事が定めた金額を補助 |
| 補助効果      | 廃棄物の撤去による豊かで快適な環境の保全及び創出   |
| 終期の設定     | 終期 令和5年度<br>（理由）不適正処理廃棄物の住民からの撤去要望が多く、また、行為者による撤去が困難な事案解消に必要       |

### （事業目標）

|  |
|--|
| <p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>行為者不明等により長期間放置されている産業廃棄物や県が行政処分を行った事案で行為者の死亡・資力不足等により長期間放置されている産業廃棄物の撤去を行うことにより、「岐阜県環境基本条例」に定める豊かで快適な環境の保全及び創出を図る。</p> |
|--|

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前<br>(H26年度末) | 目標<br>( 年度末) | 目標<br>(終期) |
|-----|-------------------|--------------|------------|
| ①   |                   |              |            |

|         | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度             | R3年度<br>(要求)     |
|---------|-------|-------|------|------------------|------------------|
| 補助金交付実績 | 575千円 | 773千円 | 95千円 | (執行見込額)<br>658千円 | (要求額)<br>1,000千円 |
| 指標①目標   |       |       |      |                  |                  |
| 指標①実績   |       |       |      | (推計値)            | (推計値)            |
| 指標①達成率  | %     | %     | %    | (推計値)<br>%       | (推計値)<br>%       |

(前年度の成果)

市町村に対して、交付金制度の再周知、当制度の積極的な活用を働きかけたところ、1市町村から交付金交付申請があった。

(今後の課題)

- ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項  
市町村の財源確保

(事業の評価)

|   |  |
|---|--|
| ・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)<br>○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い                                 |  |
| (評価)<br>○   | 行為者が不明である、又は県の指導・命令等によっては撤去されない不適正処理産業廃棄物について、廃棄物の撤去に係る住民の要望は多く、市町村が住民の豊かで快適な環境を保全するために撤去する施策を支援する必要がある。 |
| ・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)<br>○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている<br>△ : まだ期待どおりの成果が得られていない |  |
| (評価)<br>○   | 令和2年度は1市町村から交付申請があり、令和3年度も1市町村において活用が見込まれている。  |
| ・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか)<br>○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある                               |  |
| (評価)<br>○   | 県が廃掃法に基づく調査、命令等の措置を尽くした上でなお放置される廃棄物を撤去する市町村を支援するものであり、本制度の活用を検討する市町村に対し、技術的助言等を実施している。                   |

(事業の見直し検討)

廃棄物の不法投棄等に対する県民の関心は高い中、通報等を端緒に県が早期発見・早期措置することにより大規模化の防止が図られてきている一方、過去に行われた不適正処理事案において、処理責任のある行為者等が不明、死亡あるいは資力不足等により、長期間放置されている廃棄物が依然として存在する。

このため、本事業を継続することとし、該当事案のある(又は新たに生じた)市町村に対し、本制度の活用に向けた働きかけや技術的助言等を実施していく。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

**継続**・削減・統合・廃止

(理由) 廃棄物撤去の住民等要望が現にあり、代執行等の要件に合致しない事案に対応することが必要なため。